

「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」

平成10年6月19日 河川局治水課長通達

基本方針

- 樹木が洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また利水上及び河川利用上の支障とならないよう、さらに良好な河川環境が保全されるよう、河川整備計画等を踏まえて、適切に樹木の伐採、植樹及び樹木の管理を行うものとする。
- ただし、その際、当該樹木の有する洪水の流勢の緩和等の治水機能及び生態系の保全、良好な景観形成等の環境機能、当該樹木の生態的な特性等を十分考慮するものとする。

一般的基準

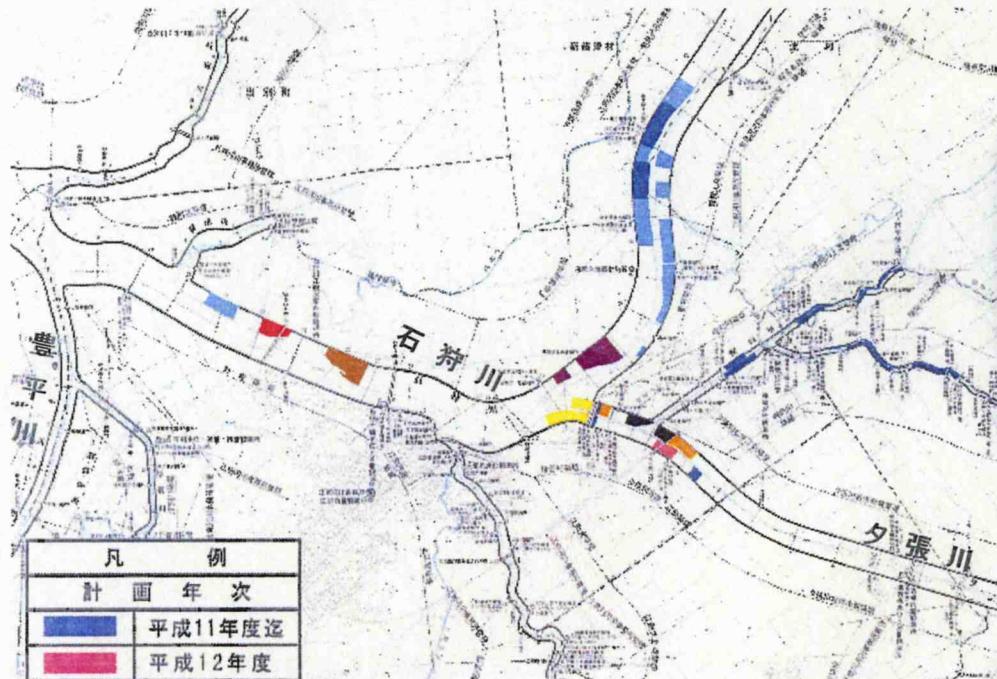
- 樹木が治水上等の支障となると認められる場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本とするものとする。
- ただし、樋門等の河川管理施設に対して根が悪影響を与えると認められる樹木は、これを除去する等の対策を講じるものとする。
- 伐採方法の選定に当たっては、伐採した樹木が再生しないような措置を講じるものとする。
- 樹木群を部分的に存置する場合には、一定のまとまった区域を存置することを原則とし、次の点に十分配慮するものとする。
 - ・存置する樹木群の生育が確実であること。
 - ・洪水時の倒伏及び流出のおそれがないこと。

河道内樹木の伐採管理について[石狩川]

伐採概要

現状では、河道内の樹木が繁茂しており、出水時の円滑な流下の阻害や、樹木による橋梁等への悪影響を引き起こす恐れがあるため、計画的な伐採を実施している。

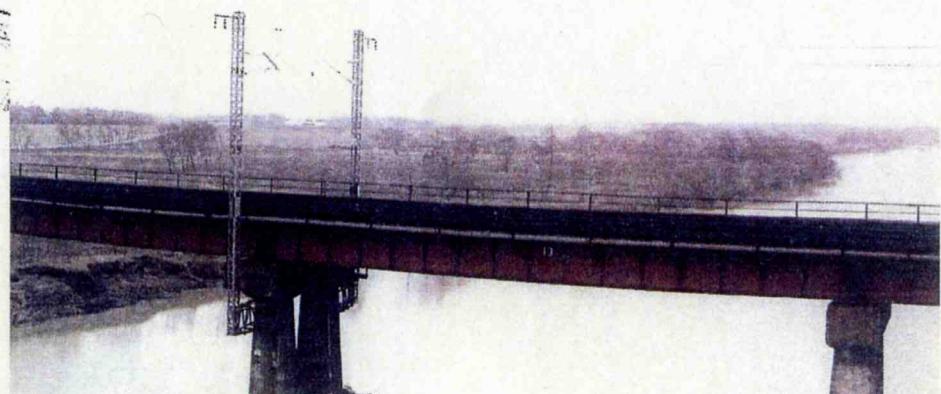
石狩川 高水敷伐採 年次計画図



伐採前



伐採後



河道内樹木の伐採管理について[岩木川]

伐採概要

現状では、河道内の樹木が繁茂しており、出水時の円滑な流下の阻害や、樹木による橋梁等への悪影響を引き起こす恐れがあるため、2カ年で伐採を実施した。

岩木川 河道内伐採 年次計画図



伐採前 (平成5年6月撮影)



伐採後 (平成15年6月撮影)



河道内樹木の伐採管理について[信濃川]

伐採概要

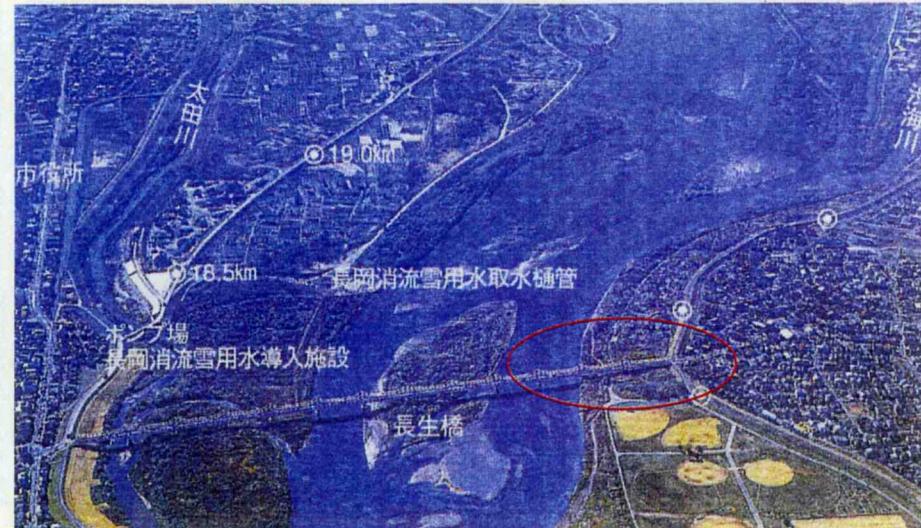
伐採箇所：信濃川 左岸18. 25k

新潟県長岡市大島地先（長生橋上流）

伐採面積：8. 0千m²

- 伐採目的：
①流下能力の確保
②巡視時の視界確保
③不法投棄対策

伐採計画：平成14年度実施(完了)



伐採前 (H9年11月撮影)



伐採後 (H14年9月撮影)

